

第5章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置（総務課、福祉課、産業建設課、税務住民課）

第1項 基本方針

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に民心の安定と社会秩序の回復を図る。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2項 対策

1 災害弔慰金、災害援護資金

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町が「災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定に基づき次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人あたり

- | | |
|-----------------------|-------|
| ア その者が主として生計を維持していた場合 | 500万円 |
| イ その他の場合 | 250万円 |

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合

250万円

イ その他の場合

125万円

(3) 災害援護資金の貸付け

住居、家財の被害の程度に応じて、150万円～350万円の貸付を行う。（10年償還年利3%）

2 生業資金等の貸付

(1) 災害救助法による生業資金の貸付

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は、本計画によるものとする。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で、次の各号に該当する者に対して行う。

- (ア) 小資本で生業を営んでいた者であること。
- (イ) 蓄積資金を有しないこと。
- (ウ) 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- (エ) 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

イ 貸付限度額

- (ア) 生業費 30,000円
- (イ) 就職支度費 15,000円

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、障害者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、

更生資金、福祉資金及び医療・介護等資金に限るものとする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（町社会福祉協議会に備え付けられている）をその居住地を担当する民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会に提出するものとする。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 災害援護資金
- (イ) 更生資金（生業費、技能習得費）
- (ロ) 福祉資金（結婚、出産等に必要な経費、訓練器具等の購入費、住居移転等の経費、住宅の増改築・補修等経費など）
- (ハ) 修学資金（修学費、就学支度金）
- (ニ) 医療・介護等資金
- (ホ) 離職者支援資金
- (ヘ) 長期生活支援資金
- (コ) 要保護世帯向け長期生活支援資金
更生資金（生業費、支度費、技能習得費）

（注）災害援護資金と他の資金等を重複して貸し付けることができる。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備え付け）に関係書類を添付して、町を経由して県に申請する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ロ) 住宅資金
- (ハ) 技能習得資金
- (ニ) 生活資金
- (ホ) 就職支度資金
- (ヘ) 修学資金
- (コ) 転宅資金
- (ク) 就学支度資金
- (ケ) 修業資金
- (セ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特例児童扶養資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（国民生活金融公庫に備え付け）に証書及び貸付証明書を添付して、国民生活金融公庫に提出するものとする。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は250万円とする。

償還期限3年以内

利率年1.25%

3 被災者に対する職業斡旋等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、就職相談を実施する。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施する。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。

(1) 町税の減免及び期限延長

被災者の住民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、紀宝町税条例の定めるところに従って、救済を図るものとする。

(2) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収等に関する法律」（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(3) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

5 金融対策

(1) 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下の掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する事項

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(イ) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずること。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を講ずることを要請する。

ア 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(3) 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

エ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を

用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。
オ その他、顧客への対応について十分配慮すること

6 郵便貯金及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し実施する。

- (1) 為替貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

7 公営住宅の建設及び独立行政法人住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(2) 独立行政法人住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び町は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第2節 激甚災害の指定 (関係各課)

第1項 計画目標

地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行う。

第2項 対策

1 激甚災害に関する調査

- (1) 知事は町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

- (3) 関係各部署は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

2 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、関係部局が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図るものとする。

第3節 被災者生活再建支援制度 (総務課、福祉課)

第1項 基本方針

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。

第2項 対策

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修が行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3 支援金の支給額

支援金は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額3/4の額)

(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2 (1)に該当	解体 2 (2)に該当	長期避難 2 (3)に該当	大規模半壊 2 (4)に該当
支 給 額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支 給 額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

- (1)申請窓口 市町村
- (2)申請時の添付書面 ①基礎支援金：り災証明書、住民票等
 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
- (3)申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

5 支援法適用時の住民への制度の周知徹底

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、この制度について周知徹底を図る。